

曾 於 市 長 五位塚 剛 殿
曾 於 市 議 会 議 長 久長 登良男 殿
曾 於 市 教 育 長 中村 涼一 殿
財 政 援 助 団 体 代 表 者 殿

曾於市監査委員 野村行雄

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、令和 2 年度に係る財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

第 1 監査の期日及び対象

令和 3 年 10 月 13 日（水） 本庁管内

- ① 市農地災害復旧事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ② 宅地関連等災害復旧事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ③ 畜産振興協議会補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ④ 店舗新築・改築補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑤ 市単独持続化給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑥ 中小企業事業継続支援金（第 2 期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑦ 弥五郎どん祭り補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 件

令和 3 年 10 月 14 日（木） 本庁管内・大隅支所管内

- ① 雇用促進補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 件
- ② 介護保険利用者負担対策事業負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ③ 機構集積協力金交付事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ④ 住宅リフォーム促進事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑤ 園芸振興事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑥ 特色ある学校づくり推進事業補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 件
- ⑦ 体育協会補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 件

第 2 監査の方法及び着眼点

財政援助の決定については法令等に適合しているか、補助金等の交付目的は明確か、補助金等の交付手続は適正か、事業が交付目的に従って実施されているか、出納関係帳票及び收支等の会計経理は適正か等に主眼をおき監査した。

第 3 監査の結果

財政援助団体等への補助金等の交付手続，事業内容，収支状況について監査した結果，総体的には適正に運営・執行され，補助目的に沿った成果が得られていると認められるが，一部に改善，検討を要する事項が見受けられた。

1 補助金等の根拠法令等

監査対象補助金等については，補助の目的，対象事業及び補助金の算出方法等，市条例，規則，要綱等に基づき概ね適正に交付されていた。今後とも市条例等に基づく適正な補助金等の交付に努められたい。

2 交付手続等

申請から決定に至る交付手続については，概ね適正な事務処理が行われているが，一部において事業の完了検査調書や写真が整備されていない事例があった。

また，本年度も新型コロナウイルス等の影響により補助対象事業が縮小されたり，中止されることが予想される。この場合は補助金の返還が発生するので，所管課においては事務処理に遺漏の無いよう留意されたい。

なお，補助率の定まった補助金については，今後も実績報告時に事業費支出を確認し補助率の見直しなど適正な補助金交付に努められたい。

3 関係書類の整備

各団体とも現金出納簿，活動記録簿，領収証及び預金通帳等を確認したが，実績報告とも合致した帳簿類であり良く整理・記帳され，概ね補助目的に沿った支出がなされていた。

なお，今後とも補助団体内部における会計監査の実施や関係書類を整備に一層務められるよう，所管課からも指導されたい。

4 総括

公益上の必要性から補助されている令和2年度補助費等は6,314,631千円（新型コロナウイルス関連事業を含む）で，歳出総額の19.0%を占めていることから，今後においては補助目的の達成度や補助効果等の総合的な判断により，補助終期設定などによる補助金の適正化，見直しを図る必要があるものと思慮される。

各補助団体においては，監査時の意見・要望等を参考に，今後とも各分野における中核的団体として市及び地域の活性化のための活動を望むものである。

最後に，業務多用な中に，当該監査にご協力いただきました各位に対しまして心から感謝申し上げます。